

平成21年第14回辰野町議会定例会会議録(14日目)

1. 開会場所 辰野町議事堂

2. 平成21年12月15日 午後3時 開議

3. 議員総数 14名

4. 出席議員数 14名

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 矢ヶ崎 紀 男 | 2番 | 前 田 親 人 |
| 3番 | 三 堀 善 業 | 4番 | 中 谷 道 文 |
| 5番 | 中 村 守 夫 | 6番 | 永 原 良 子 |
| 7番 | 船 木 善 司 | 8番 | 岩 田 清 |
| 9番 | 根 橋 俊 夫 | 10番 | 成 瀬 恵津子 |
| 11番 | 宮 下 敏 夫 | 12番 | 宇 治 徳 庚 |
| 13番 | 山 岸 忠 幸 | 14番 | 篠 平 良 平 |

5. 会議事項

日程第1 議案第2号 辰野町ホテル保護条例の一部を改正する条例について

日程第2 議案第3号 辰野町上水道事業給水条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第4号 辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第5号 辰野町小野簡易水道給水条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第6号 平成21年度辰野町一般会計補正予算(第6号)

日程第6 議案第16号 平成21年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第2号)

日程第7 請願・陳情についての委員長報告

日程第8 追加提出議案の審議について

議案第18号 辰野西小学校情報通信技術環境整備事業備品購入契約について

議案第19号 辰野中学校情報通信技術環境整備事業備品購入契約について

議案第20号 学校情報通信技術環境整備事業備品購入契約について

日程第9 議員提出議案の審議について

発議第1号 食料の自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、食品表示制度の抜本改正を求める意見書の提出について

日程第10 議会閉会中の委員会の継続審査について

6. 地方自治法第121条により出席した者

| | | | |
|-----------------|--------|-----------------|-------|
| 町長 | 矢ヶ崎 克彦 | 副町長 | 林 龍太郎 |
| 教育長 | 古村 仁士 | 代表監査委員 | 小野 眞一 |
| 総務課長 | 小沢 辰一 | まちづくり政策課長 | 松尾 一利 |
| 住民税務課長事務代理 | 宮原 正尚 | 保健福祉課長 | 井口 敬子 |
| 産業振興課長 | 中村 良治 | 建設水道課長 | 増沢 秀行 |
| 水処理センター所長 | 一ノ瀬 保弘 | 会計管理者 | 竹淵 光雄 |
| 教育次長 | 林 一昭 | 病院事務長 | 荻原 憲夫 |
| 福寿苑事務長 | 金子 文武 | 消防署長 | 赤羽 守 |
| 両小野国保診療所 事務長 | 向山 光 | 社会福祉協議会 事務局長 | 林 康彦 |

7. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

| | |
|-----------|---------|
| 議会事務局長 | 桑 沢 高 秋 |
| 議会事務局庶務係長 | 武 井 庄 治 |

8. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

| | |
|--------|---------|
| 議席 第4番 | 中 谷 道 文 |
| 議席 第5番 | 中 村 守 夫 |

9. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

定足数に達しておりますので、第14回定例会第14日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、議案第2号辰野町ホタル保護条例の一部を改正する条例について、日程第2、議案第3号辰野町上水道事業給水条例の一部を改正する条例について、日程第3、議案第4号辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例について、日程第4、議案第5号辰野町小野簡易水道給水条例の一部を改正する条例について、以上4件を一括議題といたします。総務産業建設常任委員会における審査結果を総務産業建設常任委員長、宮下敏夫議

員議員より報告を求めます。

○総務産業建設常任委員長（宮下）

今定例会初日において総務産業建設常任委員会に付託された議案は、議案第2号辰野町ホタル保護条例の一部を改正する条例について、議案第3号辰野町上水道事業給水条例の一部を改正する条例について、議案第4号辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例について、議案第5号辰野町小野簡易水道給水条例の一部を改正する条例について、条例の一部改正関連4議案であります。去る10日の午前9時から委員会室において委員7名全員出席し副町長、担当課長出席のもと関係職員の説明を求め慎重に審査を行いました。また12月11日午前9時から委員全員で沢底山寺地籍、県営総合射撃場の狩猟疑似体験装置の活用状況及び鉛回収総合対策事業実施経過把握のため現場視察を行いました。以下、審査の結果を報告いたします。議案第2号辰野町ホタル保護条例の一部を改正する条例について、これは「町内に生息するホタル及びカワニナの保護・育成を図るため条例の一部を改正したい」とするものであります。辰野町ホタル保護条例（平成15年辰野町条例第6号）の一部を次のように改正する。第4条1項中「幼虫」を「卵から成虫までのすべての形態のもの」に改め、同条第2項中「、次に掲げる行為については」を「、町長の許可を得て行う次に掲げる行為については、」に改める。第6条の見出しを「（罰則）」に改め、同条中「営利の目的をもって」を削り、「過料」を「罰金又は過料」に改める。と条例の一部を改正するものです。委員からこの条例制定による「捕獲の禁止及び罰則規定の周知を広報などで徹底すること」及び「辰野ほたる童謡公園内に立て看板の早期設置」の意見が出されました。審議の結果、ホタル保護のため条例の一部改正趣旨に賛同し委員全員一致にて可と決しました。

議案第3号辰野町上水道事業給水条例の一部を改正する条例について、これは「小野簡易水道との統合を見据え料金体系を統合し事務の合理化を図るため、条例の一部を改正したい」とするものであります。辰野町上水道事業給水条例（平成10年辰野町条例第12号）の一部を次のように改正する。第25条第1項及び第2項を次のように改める。料金の額は1箇月につき一般家庭平均20m³で現行3,100円を2.31%、80円引き下げて3,020円と改正をするものであります。委員からは改定趣旨に賛同し委員全員一致にて可と決しました。

議案第4号辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例について、これは「下水

道事業の経営の健全化に向けて下水道使用料を見直すため、条例の一部を改正したい」とするものです。辰野町公共下水道条例（平成13年辰野町条例第6号）の一部を次のように改正する。第35条ただし書きを削る。辰野・羽北処理区料金の額は1箇月につき一般家庭平均20m³で現行料金3,610円を4.16%150円引き上げて3,760円。小野処理区料金の額は1箇月につき一般家庭平均20m³で現行料金3,555円を4.50%、160円引き上げて3,715円と改正をするものであります。委員から「経済不況期で生活が厳しいこの時期、公共料金を上げることは適切でない」「仮に据置いても一般会計の負担は2,000万円程度であり問題はない」との意見がありました。一方審議会の中で十分審議され「値上げ幅も当初計画より縮小された」との報告もあり「答申案に賛成」との意見が出され採決の結果反対1名、賛成5名で可と決しました。

議案第5号辰野町小野簡易水道給水条例の一部を改正する条例について、これは「小野簡易水道の維持管理や改良工事の財源を確保するとともに、上水道事業との統合を見据え料金体系を統一し事務の合理化を図るため条例の一部を改正したい」とするものです。辰野町小野簡易水道給水条例（昭和36年辰野町条例第6号）の一部を次のように改正する。料金の額は1箇月につき一般家庭平均20m³で現行料金3,000円を3.24%20円引き上げて3,020円と改正をするものです。委員から「上水道事業との統合の関連もあり引上げやむを得ない」との意見があり、委員全員一致にて可と決しました。

以上条例の一部改正関連4議案についての審査結果は別紙審査報告書のとおり、すべての議案について委員会審査において可と決しました。全議員の賛同をいただき可決下さいますようお願いし委員長報告といたします。

○議長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

（質疑なし）

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

（討論なし）

○議長

討論を終結いたします。これより議案第2号辰野町ホタル保護条例の一部を改正

する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第3号辰野町上水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。続いて議案第4号辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

○永原(6番)

議長。

○議長

永原議員、討論ですか？

○永原(6番)

はい。

○議長

討論は終結しております。

○根橋(9番)

異議あり。

○議長

動議ですか？

○根橋(9番)

はい。

○議長

はい。

○根橋（9番）

さきほどは委員長報告に対する討論ではなかったでしょうか。本案に対する討論は終わってないと思いますけど。

○議 長

一括しておりますんで、4件一括してやっておりますんで委員長報告の中に討論を、反対の場合には委員長報告の時に討論をしていただかないと。1件1件はやってませんので。

○根橋（9番）

異議あり。それは委員長報告に対する質疑、討論じゃなかったんです？

○議 長

そうするとですね、第4号については討論はありませんけれど、ただ反対ということですか。

○根橋（9番）

それじゃあいいです。採決です。

○議 長

そういうことでよろしいですか。永原議員反対ということですね。

○永原（6番）

はい。

○議 長

それでは只今第4号について反対の意見がありましたので、起立により採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立11名）

○議 長

起立多数であります。よって議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第5号辰野町小野簡易水道給水条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なし）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。日程第5、議案第6号平成21年度辰野町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○船木（7番）

3件お尋ねしますけども、まず24ページ07の18備品購入費、空気清浄機それから書架・文庫というふうにありますけれどもこの内訳はどのようなものなのか。2件目26ページ02の13委託料、この古紙収集の委託料については年首に462万見てあったんですが、今回この補正で見るという意味は何なのか。3件目28ページ森林整備活動支援補助金ということですが、これはどこへどう補助しているのかお尋ねいたします。以上3件お願いいたします。

○教育次長

それでは24ページ備品購入費についてお答え申し上げます。この事業は安心子ども基金事業の中の地域子育て創生事業でございます。1点目の空気清浄機につきましては新型のインフルエンザ対策といたしまして、町内の保育園の育児室及び放課後学童クラブに空気清浄機を整備する事業でございます。購入数につきましては43台を予定しております。それから2点目の書架・文庫でございます。これは保育園等に読み聞かせ用の絵本、紙芝居等の文庫を創設しこの文庫を活用することによって子育て支援を進めるというものであります。書架、図書を購入費用として1箇所あたり50万円で本年度は5箇所を整備するものでございます。以上であります。

○議 長

ほかにございますか。

○住民税務課長事務代理

それでは26ページ古紙類収集処理委託料についてでございますが、これにつきましては古紙類収集処理委託料は現在有限会社、遠藤産業と1kg10円の単価契約を締結し、古紙類の売却金額を差し引いた金額を委託料として月々支払っております。この古紙類の値段が下落し売却単価が現在1kg分あたり4円となっており月々に支払う委託料も倍以上となっておりますので、今後支払いができなくなるため今回補正をするものでございます。

○産業振興課長

28ページの林業事業補助金につきましてご説明をいたします。施業実施区域の明確化を行う事業で当初13地区 494万9,000円を計上してございました。今回国の補正事業で2地区、渡戸飯沼沢、沢底地区の2地区に実施希望がありましたので補正をお願いし補助をしていくものであります。以上です。

○議 長

ほかにございますか。

○根橋（9番）

18ページの地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業の道路用地っていうことですが、道路の箇所はどこになるのでしょうか。

○建設水道課長

これにつきましては地域活性化経済危機対策臨時交付金事業の中の一環としまして今まで道路工事あるいは舗装事業を行ってきたわけでありましてけれども、その中の最終的な精算事業としまして公有財産購入費につきましては新町西天線の一部あるいは平出下井の工事の一部を購入する予定でございます。以上です。

○議 長

よろしいですか。

○根橋（9番）

はい。

○議 長

ほかにございますか。

○成瀬（10番）

28ページの町単土地改良事業の13委託料でありますけれども、これは上井地区っていうのはどこら辺のことか教えていただけますでしょうか。あともう1点ですけど30ページの土木総務事務の関係の負担金補助及び交付金でありますけど、この補助金はこれもうちょっと説明していただけますでしょうか。土砂災害特別警戒区域危険住宅移転事業補助金っていうのはどういうことか、もう少し詳しく説明していただけますでしょうか。

○産業振興課長

28ページの町単土地改良事業委託料につきまして説明をさせていただきます。上

井地区につきましては羽場真福寺の横になります。以上です。

○建設水道課長

今回お願いしています土砂災害特別警戒区域危険住宅移転事業補助金でございますが、平成19年の3月に長野県が指定しました土地災害特別警戒区域というのがございまして、俗に言われておりますレッドゾーンとイエローゾーンでありますけれども、このレッドゾーン特別災害危険区域における住宅の除去作業及び危険住宅地域から抜けた所に新しく住宅を建てる場合の利子補給の補助でございます。19年の6月から20年の2月まで掛けまして、全町内12地区に分けまして説明会を開催しまして周知を徹底してきたわけでありましてけれども、今回この事業を使いまして赤羽地区のレッドゾーンにあります住宅が危険住宅除却作業に該当しまして、この経費、補助金の限度額が78万円ではありますが対象経費10分の10の経費をここで補助金として交付するものであります。以上です。

○議長

ほかにございますか。

○岩田（8番）

総務費でございます。16ページですけれども、人事評価制度構築支援業務とそういう支援事業というこの中身はどういうところでどういう所に委託するのか。それからですねその下の入札等審査委員会委員報酬4人分が出てますけれども、これは委員会の総人数とどういう形の人を人選されているのか。そして既にやっているのかどうか、何回分なのか。

○総務課長

0201、16ページの0201の委託料の関係でありますけれども、69万円でございます。今年度人事評価制度の構築ということで進めておるわけでありまして、目標管理あるいは能力評価といった様式を作りまして試行的に今年進めているところであります。来年の当初から人事評価制度、更に一步進んだものを構築するにあたりまして現在の様式等をですね手直しをする必要が生じまして、日本経営協会に委託をし来年の当初からスタートができますようなそういう支援業務を委託するものでございまして、年ですかこれから3回の3月までに3回の指導をお願いをしたいとするものでございます。講師の派遣でございます。よろしく申し上げます。

○議 長

ほかにございますか。

○まちづくり政策課長

16ページの財産管理事務の報酬でございます。入札等審査委員会委員報酬でございますが、これは現在月1回のペースで2回ほど実施をしております。まだ今年度中に月1回の予定で委員会を実施していく予定でございますが、ここの分につきましては不足額ということでございます。委員の内容につきましては豊南短大の教授、それから税理士、商工会等4名と副町長と総務課長で委員の構成をしております。以上です。

○議 長

よろしいですか。

○岩田（8番）

そうすると今まで何回やっておられるかという話とこれから何回開かれるかというのを聞いているわけです。

○まちづくり政策課長

只今申し上げましたように今まで2回行っております。毎月年度末まで1回のペースで計画をしているところであります。

○議 長

ほかにございますか。

（な し）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第6号平成21年度辰野町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第6号は原案のとおり可決されました。日程第6、議案第16号平成21年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○船木（7番）

15ページをお願いしたいと思います。ここにですね平成20年度地域支援事業交付金返還金というふうにありますけれども、これはどんな事業に対してどんな金が返還されたのかお尋ねをいたします。

○保健福祉課長

この地域支援事業というのは辰野町独自の介護サービスに対して交付されるものでございまして、各地区に出向いて行う介護予防事業などが含まれております。この事業は国の負担金と、町の負担金は当年度で数字が確定いたしますけれども、国の負担金とそれから支払い基金は翌年度で精算されるものでございまして、今回の補正は平成20年度の精算金となります。国庫へ約272万9,000円。支払基金へ340万6,000円を還付するものでございます。以上でございます。

○議長

ほかにございますか。

（なし）

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第16号平成21年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第16号は原案のとおり可決されました。日程第7、請願・陳情についての委員長報告を議題といたします。本定例会初日に総務産業建設常任委員会に付託となりました、請願第17号、「食料の自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、食品表示制度の抜本改正について国への意見書提出」を求める請願。継続審査となっています請願第15号、家族従業者・女性の人権保障のため「所得税法56条の廃止を求める意見書」採択を求める請願書について、総務産業建設常任委員長、宮下敏夫議員より審査結果の報告を求めます。

○総務産業建設常任委員長（宮下）

本定例会初日、総務産業建設常任委員会に付託された請願第17号、「食料の自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、食品表示制度の抜本改正について国へ

の意見書提出」を求める請願、提出者、生活クラブ生活協同組合長野辰野支部、委員長、市田聡美氏、紹介議員、前田親人議員の請願1件について去る10日午前9時より委員全員が出席し副町長、住民税務課長事務代理、関係職員の同席を求めまた本委員会には提出者及び紹介議員並びに生活クラブ生協伊那ブロック事務局次長も同席し、提出者、生活クラブ生活協同組合長野辰野支部、市田聡美委員長の説明を受け本請願について慎重に審査を行いました。以下、委員会の審査内容を報告いたします。請願第17号、「食料の自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、食品表示制度の抜本改正について国への意見書提出」を求める請願について、本請願は食の安全・安心、そしてその基盤となる食料自給力の向上を求める消費者が知る権利に基づいてその購買力を選択的に行使できる社会の実現を目指して、1. 加工食品の原料のトレーサビリティと原料原産地の表示を義務化すること、1. 全ての遺伝子組み換え食品・飼料の表示を義務化すること、1. クローン家畜由来食品の表示を義務化すること、を強く求める意見書を政府関係機関に提出を求める請願です。審査の結果委員からは「食の安全・安心は消費者が求めている原点であり、時宜を得た請願である」との意見により委員全員一致で本請願は採択すべきものと決しました。

引き続き、平成21年9月定例会において総務産業建設常任委員会に付託され継続審査となっておりました請願第15号、家族従業者・女性の人権保障のため「所得税法56条の廃止を求める意見書」採択を求める請願書、提出者、長野県商工団体連合会婦人部協議会、会長、小野百合子氏、紹介議員、根橋俊夫議員の請願について委員全員が出席し、請願提出者からの再審議の要請及び補足資料に基づき慎重に審査を行いました。以下、委員会の審査内容に沿って報告いたします。本請願は農業・商工業などの自営業者は、地域経済・地域社会の担い手として、大きくは日本経済をそこから支える役割を果たしております。その自営業を構成しておりますのは、多くの女性・青年を含む事業主であり、私たち家族従業者です。私たちは、年々厳しさを加える経済情勢の下で日々地道に働いてまいりました。特に家族従業をしている女性は家業の仕事だけでなく、家事・育児・介護と休む間もなく働いています。しかし家族が力を合わせ働いて得た所得は、所得税法56条の「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」との規定によってすべて事業主の所得とみなされております。これは家族従業者一人ひとりの自律した

個人としての労働収入と人権を保障しないという重大な問題です。所得税法56条は日本国憲法の法の下での平等（憲法第14条）、両性の平等（同24条）、財産権（同29条）などを侵しています。私たちは税法上も民法、労働法や社会保障上でも「一人ひとりが人間として尊重される憲法に保障された」権利を求めるために所得税法56条の廃止を求める意見書を採択し政府に対し意見書を提出してほしい、との請願です。審査の結果、「農業者及び小規模な自営業は家族従業者によって経営が成り立っているにも関わらず配偶者とその親族が事業に従事しても、対価の支払いは必要経費に算入しないとする所得税法56条を廃止すべき」との意見もあり、その趣旨は理解できるが同法56条は家族間での所得分割による租税回避的行為を防止するために導入された規定であり、56条と57条を併せて論じなければ整合性に欠け単に56条を廃止するだけでは根本的な解決にはならず、租税回避を図ることを防止するための条件をいくつか義務付けることが必要との結論に達し、委員全員一致で趣旨採択と決しました。請願2件の委員会においての審議結果を報告し提案いたしますので、全議員の賛同をいただきますようお願いするものです。以上委員長報告といたします。

○議長

委員長報告に対する質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議長

質疑討論を終結いたします。はじめに「食料の自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、食品表示制度の抜本改正について国への意見書提出」を求める請願を採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって本案は委員長報告のとおり決しました。次に継続審査となっていました、家族従業者・女性の人権保障のため「所得税法56条の廃止を求める意見書」採択を求める請願書を採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は趣旨採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって本案は委員長報告のとおり決しました。日程第8、追加提出議案の審議についてを議題といたします。はじめに議案第18号辰野西小学校情報通信技術環境整備事業備品購入契約についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第18号辰野西小学校情報通信技術環境整備事業備品購入契約につきまして提案理由をご説明申し上げます。辰野西小学校情報通信技術環境整備事業備品購入につきましては、平成21年11月27日、指名競争見積随意契約に付しました結果、落札者が決定しましたので購入契約を締結したいため辰野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。契約の目的は辰野西小学校情報通信技術環境整備事業備品購入、契約の方法は随意契約、契約金額は779万3,940円、契約の相手方は辰野町大字伊那富8215番地、有限会社イホクでございます。なお指名競争見積の応札者は6者でありました。以上提案理由を申し上げます。内容につきましては教育次長から説明申し上げますので、ご審議のうえ原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○教育次長

それでは事業内容について申し上げます。辰野西小学校情報通信技術環境整備事業は西小学校のテレビをデジタル化し電子黒板コンピューターの導入及び校内LANの整備を国庫補助金地域活性化経済危機対策臨時交付金により実施する事業でございます。本契約はその事業に要するテレビ、電子黒板の備品購入契約であります。購入備品は50型テレビ1台、42型29台、32型1台、電子黒板1台でございます。テレビの設置方法につきましては据え置き台付きが29台、壁掛け式が1台、台のないものが1台、計31台でございます。以上であります。

○議長

これより質疑、討論をおこないます。ありませんか。

○船木(7番)

今の説明をお聞きしますと、指名競争見積随契というふうに言っておりましたけれども、なぜ随契ではなかったのかがまず1点、もう1点です。これは19号に入っ

てからも問題でありますけれども、なぜこれを2件に分けたのかその2点についてお尋ねいたします。

○まちづくり政策課長

お答えをいたします。なぜ随意契約ではないかっていいますが、これはあくまでも随意契約でございまして議員ご存知のとおり契約の方法につきましては、一般競争入札、指名競争入札、随意契約の通常3通りがございまして。随意契約と言いましても通常公の場合は数社から見積を徴したうえで最低価格者と随意契約をすることによってございまして、この部分につきましては通常、市場の閉鎖性のある特定の物品を購入する場合等に町に有利な契約が結べない場合があるので、指名競争見積の随意契約をするような形が取れるということになっておりますので、今回も指名競争見積によりまして随意契約とさせていただいたところでございます。

○教育次長

それではなぜ分けたとかいうことについてご説明申し上げます。この事業につきましては実は議決をいただくのは2件でございましてけれども、町内小中学校全校が対象でございまして単に購入だけではなく設置の工事、取り付けの工事がございましてので工事については学校毎にするのが望ましいんじゃないかということで、それぞれの学校別に発注をしたわけでございます。以上でございます。

○船木（7番）

今の随契の説明がありましたけれども指名競争であっても町の優位性というのは十分に保てるものと思います。優位性というふうに見るんならば大手業者との比較がどうであったかということも絡んでくるんじゃないかというふうに思いますけれども、お答えを願います。

○まちづくり政策課長

今回の見積の要件といたしましては、町内で取り扱える業者で指名参加願いの出ている者という形で町内業者の育成というようなことも図った中で町内業者という形でさせていただいたところでございます。

○議 長

ほかにございますか。

（な し）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第18号辰野西小学校情報通信技術環境整備事業備品購入契約についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第18号は原案のとおり可決されました。続いて議案第19号辰野中学校情報通信技術環境整備事業備品購入契約についてを議題いたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第19号辰野中学校情報通信技術環境整備事業備品購入契約につきまして提案理由を説明申し上げます。辰野中学校情報通信技術環境整備事業備品購入につきましては、平成21年11月27日、指名競争見積によりまず随意契約に付しました結果、落札者が決定しましたので購入契約を締結したいため辰野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。契約の目的は辰野中学校情報通信技術環境整備事業備品購入、契約の方法は随意契約、契約金額は745万380円、契約の相手方は辰野町大字伊那富8215番地、有限会社イホクでございます。指名競争見積の応札者は6者でございました。以上提案理由を申し上げます。内容につきましては教育次長から説明申し上げますので、ご審議のうえ原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○教育次長

それでは事業内容について申し上げます。辰野町辰野中学校情報通信技術環境整備事業は、辰野中学校のテレビをデジタル化し電子黒板、コンピューターの導入及び校内LANの整備を国庫補助金地域活性化経済危機対策臨時交付金により実施する事業でございます。本契約はその事業に要するテレビ、電子黒板の備品購入契約であります。購入備品は、42型28台、32型2台でございます。据え付け方法につきましては据え付け台付きが27台、壁掛け用が3台でございます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第19号辰野中学校情報通信技術環境整備事業備品購入契約についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第19号は原案のとおり可決されました。次に、議案第20号学校情報通信技術環境整備事業備品購入契約についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第20号学校情報通信技術環境整備事業備品購入契約につきまして提案理由を説明申し上げます。学校情報通信技術環境整備事業備品購入につきましては平成21年11月27日、指名競争見積随意契約に付しました結果、落札者が決定しましたので購入契約を締結したいため辰野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。契約の目的は学校情報通信技術環境整備事業備品購入、契約の方法は随意契約、契約金額は865万1,790円、契約の相手方は辰野町大字伊那富8215番地、有限会社イホクでございます。なお指名見積の応札者は6者でありました。以上提案理由を申し上げます。内容につきましては教育次長から説明申し上げますので、ご審議のうえ原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○教育次長

事業内容について申し上げます。学校情報通信技術環境整備事業備品購入契約につきましては町内小中学校全校において学校情報通信技術環境整備事業を実施するに際し、校内ラン、テレビ等を活用するために必要なコンピューター付属部品等の周辺機器を購入する契約でございます。カラーレーザープリンター以下、14品目178台を整備するものでございます。学校毎の明細につきましては議案裏面にお示しをいたしましたのでご覧をいただきたいと思っております。以上であります。

○議 長

これより質疑、討論を行います。

○船木（7番）

さきほど18号の中でも説明をいただきましたけれども、町内業者育成の点から18、19というふうに分けたりとか町内業者のみに選定をしたということでもありますけれども、この20号を見ますとですねこれだけの5箇所が1者、しかもいろんな機種が入っておるんですけれどもこれも全て1者というふうになっております。別によその市町村では機種別に分けるとか、箇所別にまた契約するという事例がありました。町内業者育成という面からするならばこれを5者に分けるなり、また機種別に何者かに分ける必要があったのではないかというふうに思いますけれどもいかがでしょうか。

○まちづくり政策課長

量の問題かっていうように考えます。各学校の、たださきほどの18号の関係が西小だけでございますけれども、あれは各学校はたまたま条例に以下で落札されているものでございまして、やはりさきほど申し上げましたように6者、応札が6者ということでございまして各学校ということではなくて一括発注した方が町としては有利ではないかというような考えの中から、一括で町内業者を指名をしたところでございます。

○議 長

よろしいですか。

○船木（7番）

今後もこのような契約というのがあるかと思うんですけれども、今町内業者の育成ということになるならば多くの業者が入れるような余地も残しておく必要があるのではないかというふうに思います。以上です。

○議 長

ほかにございますか。

（な し）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第20号学校情報通信技術環境整備事業備品購入契約についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第20号は原案のとおり可決されました。日程第9、議員提出議案の審議についてを議題といたします。発議第1号、食料の自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、食品表示制度の抜本改正を求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第1号 朗読)

○議 長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより発議第1号、食料の自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、食品表示制度の抜本改正を求める意見書の提出についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって発議第1号は原案のとおり可決されました。日程第10、議会閉会中の委員会の継続審査についてを議題といたします。総務産業建設常任委員長、社会福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から別紙のとおり、「閉会中の継続審査申し出書」が提出されました。お諮りいたします。辰野町議会会議規則第72条の規定により各委員長申し出のとおり、議会閉会中の継続審査を認めたいと思いますがご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議会閉会中も各委員会の継続審査を認めることに決しました。以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。ここで町長から挨拶を受けます。

○町 長

議会の閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。12月2日開会の定例12月

議会でございまして大変にご苦労さまでございました。本日の18、19、20の案件につきましても含め全てを可決いただきましたことをありがたく御礼を申し上げます。今回特質すべきは第2号にありました辰野町ホタル保護条例の一部を改正する条例についてということでございます。今日はNHKのテレビもその時点まで入って、また報道をされるようであります。ホタル保護条例の一部を改正する条例につきましましては大変に今環境というふうな時代でありますので、思い切ったこの条例ということということで皆さん方の同意をいただいたところであります。自然環境を苦労して守ってホタルを発生しているところでございます。これに対しましてホタルを捕獲してよそへ運ぶということにつきましては、それらの人々の気持ちを裏切ることであるということも大きな問題であり委員会でもお話になったことと思います。またホタルの移動事態は自然の生物のホタル体系を崩すもとであるというふうなことも大きな問題になってまいります。簡単に言いますとバラ園に入ってバラをそのまま許可なしに取るような行為であるというふうにも思っております。このことは辰野からの自然環境に対します発信とともにやはりそういったものを傷めることにつきまして世の中の皆さん方がよく大事に思ってください、また大事な条例として守っていければと願って止まないところでもあります。数々の議案をそれぞれご可決いただきましたことを心からお礼申し上げます、12月議会の終わりにあたってのご挨拶とさせていただきます。大変にご苦労さまでした。

○議 長

以上で本日の会議を閉じます。本日をもちまして、平成21年辰野町議会定例会の納めとなります。本年は議会構成が一新され議員の皆さんのご理解とご協力によりまして新しい議会活動を着実に進めることができました。厚く御礼を申し上げます。今期は新型インフルエンザが猛威を奮っており、これから本格的な冬のシーズンを迎え影響が懸念されますが、皆様方には風邪などをひかないようご自愛いただき幸多き佳い新年を迎えられますよう、お祈りいたしまして閉会の挨拶といたします。これをもちまして12月2日に開会いたしました平成21年第14回辰野町議会定例会を閉会といたします。14日間にわたる長丁場、大変ご苦労さまでございました。

1 1 . 閉会の時期

12月15日 午後 16時 00分 閉会

この議事録は、議会事務局長 桑沢高秋、庶務係長 武井庄治の記録したもので
あって内容が正確であることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 番

署名議員 番